

消防訓練報告書の変更について！



【豊見城市内防火対象物の防火管理者へ（お知らせ）】

「豊見城市火災予防条例施行に関する規則」の一部改正により下記のとおり、届出様式が令和元年7月1日より変わります。

（改正目的）

条文及び様式を改正することで、市内防火対象物の防火管理者や関係者の消防訓練に対する届出の負担軽減と予防事務の効率化を図るためです。

（改正後の条文）

（消防訓練の届出及び資料の保存）

第11条 消防法施行規則第3条第11項に規定する消火訓練及び避難訓練を実施する場合は、消防訓練実施届出書（様式第15号）をあらかじめ消防長に届け出なければならない。

2 終了後においては、消防訓練実施結果記録書（様式第16号）を作成し、3年間保存しなければならない。

新旧対象

● 現行（旧様式）

- ・ 消防訓練実施計画報告書（様式第15号） 消防への提出が必要
- ・ 消防訓練実施結果報告書（様式第16号） 消防への提出が必要

● 変更後（新様式）

- ・ 消防訓練実施届出書（様式第15号） ※従来どおり消防へ提出が必要です。
- ・ 消防訓練実施結果記録書（様式第16号） ※消防への提出は必要ありません。
（訓練終了後は、各防火対象物で消防訓練実施結果記録書（様式第16号）を作成し3年間保存してください。（消防の立入査察等の際に確認する事があります。）

- 各様式については、豊見城市消防本部（予防課）のホームページ
◎申請等ダウンロード 予防課 共通届出（防火管理、防災管理）
共一5（消防訓練実施届出書）（様式15号）
共一6（消防訓練実施結果記録書）（様式第16号）

お問い合わせ 豊見城市消防本部 予防課 ☎098-850-3105 FAX 098-901-4517